

## 公益財団法人寺下援護会助成金規程

一部改正令和7年3月19日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人寺下援護会(以下「本会」という)の定款第4条第1号より第5号までの事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第 2 条 本会の事業の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県下において、設備及び備品等の整備拡充を必要とする障害児教育諸学校(以下「学校」という。)
- (2) その他目的を達成するために必要な事業(以下「その他必要な事業」という。)

(助成の内容)

第 3 条 助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県下の障害児教育諸学校の在校生に対し教育向上の寄与に繋がる整備及び備品の拡充に対する助成を行う。
- (2) その他目的を達成するために必要な助成を行う。

(助成金給与の期間及び額)

第 4 条 助成金給与の期間は、第6条の決定があった日の属する年の1月から12月末までとする。

2. 前項の期間中における助成金給与の限度額は各年度理事会で決定することとする。
3. なお、前項で定めた限度額以内であれば第3条に定める助成の内容は併用することができる。

(助成金の願書等の提出)

第 5 条 助成金の受給志願者(以下「志願者」という。)は、助成金願書に、それぞれ下記の書類を添えて、本会あてに提出するものとする。

- (1) 学 校 助成金を必要とする理由書
- (2) その他必要な事業 在学学校長の推薦書及び助成金を必要とする理由書

(助成金受給者の決定)

第 6 条 助成金の受給者(以下「受給者」という。)は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を志願者に通知するものとする。

(助成金給与の方法)

第 7 条 助成金の給与は、下記の方法により行う。

(1) 学校に対する助成金

毎年一定月に送金又は直接給与する。

(2) その他必要な事業に対する助成金

その都度送金又は直接給与する。

(助成金受領書の提出)

第 8 条 助成金を受領した受給者は、すみやかに、助成金受領書を

本会あてに提出しなければならない。

(規定の変更)

第 9 条 この規程は、評議員会の議決を得なければ変更することが

できない。

(細 則)

第 10 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 1 月 4 日より施行する。

附 則

1. この改正は、令和 7 年 3 月 19 日より施行する。